貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社名菱（法人番号６４３０００１０３５１１２）　代表者名児耶一人	北海道札幌市西区福井４８７番地	本社営業所	北海道札幌市西区福井４８７	R8.5.25	輸送施設の使用停止（４６日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他３件	令和７年１２月３日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（安全規則第３条の３）、（３）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）	5	5
2	株式会社北海小型運輸（法人番号９４５０００１００２８１８）代表者高野恭太	北海道旭川市永山１条１丁目１番６０号	本社営業所	海道旭川市永山１条１丁目１－６０	R8.5.25	輸送施設の使用停止（１８日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他３件	令和７年２月１４日及び令和７年３月１１日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項から第３項）、（３）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）、（４）運行管理者の選任（解任）届出義務違反（安全規則第１９条）	2	2
3	株式会社ドリームコンティニュー（法人番号６４３０００１０４７６５２）　代表者櫻庭篤弘	北海道岩見沢市１０条西２２丁目１番８号	苫小牧営業所	北海道苫小牧市新開町１丁目１－１７	R8.5.25	輸送施設の使用停止（２０日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３	令和７年１０月２１日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３）	2	2
4	株式会社北司運輸（法人番号７４３０００１０６００１０）　代表者高橋司	北海道沙流郡日高町富川西８丁目１０８３番地２	釧路営業所	北海道釧路市浜町２番１号	R8.5.25	輸送施設の使用停止（１０８日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他３件	令和７年６月５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反（一運行の勤務時間）（安全規則第３条第４項）、（３）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）、（４）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）	11	11
	以下余白									